

# 市立学校における新型コロナウイルス感染症に関する 衛生管理ガイドライン（令和3年4月30日時点）

金沢市教育委員会

※石川県の新型コロナウイルス感染状況等に関するモニタリング指標が「ステージⅢ（感染まん延特別警報）」へ移行したことに伴い、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2021.4.28Ver.6）を踏まえ、新たに追加した内容には新、改訂した内容には改と表記しています。

※下線部は、特に指導を徹底していただきたい内容です。

## 1 保健管理体制

- ・学校においては、十分な感染症対策を行うことを児童生徒及び保護者に説明し、理解を得る。
- ・校長を責任者とする保健管理体制を構築し、児童生徒への指導、保護者への連絡、環境整備、感染者・濃厚接触者が確認された場合の連絡体制などを含む、新型コロナウイルス感染症に関する対応策を考える。特に、衛生管理面については学校医や学校薬剤師に確認してもらい、助言を受ける。また、状況の変化や最新の情報に基づき、この対応策の確認、見直しを行う。

## 2 「新しい生活様式」等についての児童生徒への指導

- ・文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」を活用して、児童生徒が感染症予防について正しく理解するとともに、発達段階に応じて感染リスクを自ら判断し、これらを避ける行動をとることができるよう指導する。
- ・また、国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」にある「新しい生活様式の実践例」を発達段階に応じて児童生徒に配付するなど、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を社会経済全体に定着させていく必要があることを再度指導する。その際、特に以下の内容について確認する。
  - (1) 新型コロナウイルス感染症の感染防止の3つの基本、「①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い」について児童生徒にしっかりと理解させる。
    - ◇ 人との間隔はできるだけ 2m（最低1m）空ける。
    - ◇ 会話をするときは可能な限り真正面を避ける。
    - ◇ 外出中で、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。夏場は熱中症に十分に注意する。
    - ◇ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に行う。（手指消毒薬の使用も可）
  - (2) 発症したときのため、誰とどこで会ったかの記録を残すよう指導する。接触確認アプリの活用も紹介する。
  - (3) 3密（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を避けるため、このような状況が発生する可能性がある場所には出入りしないよう指導する。
  - (4) 毎朝体温測定、健康チェックを行い、発熱または風邪の症状がある場合は無理せず自宅で療養するよう指導する。
- ・学校外の私的な活動や交流等に際して、参加する活動や利用する施設等が業界別ガイドラインを遵守しているかどうか等の観点も含めて注意を払う必要があることについて機会を捉えて児童生徒及び保護者に指導する。
- ・これまで配付された手洗い、咳エチケット、3密回避を呼びかけるポスター等を掲示する。

### 3 通学について

- ・公共交通機関を利用する児童生徒の通学時間が、通勤時間帯と重なる場合は、各学校の実情を踏まえて始業時間、及び終業時間を設定する。
- ・公共交通機関及びスクールバスを利用する児童生徒には、以下の点について指導する。
  - ◇ 発熱がある場合は乗車を見合わせる ◇ 乗車中は必ずマスクを着用する
  - ◇ 乗車中は会話を控える
  - ◇ 手すりやドアに触れた手で、目、鼻や口に触れない
  - ◇ 降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う
- ・スクールバスの運行に当たっては以下の点に配慮する。
  - ◇ 運行の工夫により、過密乗車を避ける ◇ ドアノブ、手すり等を消毒する
  - ◇ 手洗いや咳エチケットの徹底 ◇ 窓を開けて換気する

### 4 身体的距離の確保

- ・児童生徒同士の間隔はできるだけ 2 m（最低 1 m）空ける。
- ・教室内における児童生徒同士の間隔について、本市の感染状況を踏まえ、現段階では、1 mを目安に最大限の間隔がとれるように座席を配置する。
- ・上記のように座席配置に留意することにより、普通教室においては児童生徒 40 人程度で授業を行ってもよい。

### 5 健康管理に関すること

- 改**・児童生徒は登校前に自宅で検温し、発熱等の風邪症状がある場合は、登校しないことを徹底する（同居の家族に風邪症状が見られる場合も登校しないよう依頼する）。  
また、発熱がなくても、普段よりも体調が悪いと感じたら、登校を控えさせる。この場合、「欠席」とはせずに、「出席停止・忌引等」とする。
- 新**・児童生徒等本人のみならず、家庭への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するようお願いする。
- ・登校時に、玄関前で教職員が検温結果を書いた表を確認する（忘れた児童生徒は非接触型体温計等で必ず測定）。既に、Google Classroom などで、登校前に全児童生徒の検温結果を確認する仕組みができている学校については、その方法を玄関前の確認に代てもよい。
  - ・登校後、発熱等の風邪症状がある児童生徒は保護者に連絡した上で、帰宅させる。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をする。
  - ・身体的距離が十分取れないときはマスクを着用すべきであるが、体育の授業中や、熱中症の危険性がある場合等は外してもよい。その際、換気、身体的距離の確保、咳エチケットの指導を徹底する。
  - ・フェイスシールドやマウスシールドを着用する場合でも、マスクを着用することを基本とする。教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要で、フェイスシールドやマウスシールドのみを着用する場合は 2 m 以上の身体的距離をとる。
  - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導する。
  - ・医療的ケアが必要な児童生徒に対しては、主治医や学校医、保護者と相談の上、適切な配慮を行う。

### 6 感染防止対策

- ・休み時間や登下校など教職員の目が届かない所で、児童生徒が密集しないように、また、近距離で向かい合って話すことのないよう注意喚起する。
- ・「3 密」と「大声」に注意する。密閉、密集、密接の「3 密」の重なりを避けるだけでなく、できる限りそれぞれの密を避けることが望ましい。
- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、手洗いを徹底させる。
- ・登校したら、まず手洗いを行うよう指導する（手洗いできない場合は手指の消毒）。学校に入りする関係者にも同様のことを徹底する。

- ・次の6つのタイミングで手洗い（アルコール消毒）を徹底する。
    - ◇ 教室に入るとき ◇ 咳やくしゃみ、鼻をかんだとき ◇ 食事の前後
    - ◇ 掃除の後 ◇ トイレの後 ◇ 共有のものを触ったとき
  - ・手洗い場の混雑を避けるため、水道がある特別教室等の利用も検討する。
  - ・パソコンやスマートフォン等は、様々なところを触った手で操作することから、ウイルスが付着している可能性があることを児童生徒に充分理解させる。
  - ・児童生徒には、清潔なハンカチ・ティッシュ、マスクを外した時に一時的に保管しておくための布またはビニールの袋を毎日持ってくることを指導する。
  - ・タオルやハンカチは貸し借りしないことを指導する。
  - ・教室内等の換気を徹底する。換気は、気候上可能な限り常時（窓を開ける幅は10cmから20cm程度を目安）、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて（廊下側と窓側を対角に開ける等）行う。エアコン使用時においても換気を行う。
  - ・換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転する。
  - ・冬場においては、換気により室温を保つことが困難な場面が生じることから、室温低下による健康被害が生じないよう、児童生徒に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応する。
- ※室温が下がりすぎないよう、空き教室等の人のいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること（二段階換気）も、気温の変化を抑えるのに有効である。
- ・清掃・消毒については、一時的な消毒の効果を期待するよりも、通常の清掃を丁寧に行い、清潔な空間を保つことが重要である。下記のポイントを参考に、通常の清掃に消毒の効果を取り入れる。清掃は、換気の良い状況で、マスクを着用した上で、丁寧に行うとともに、終了後の手洗いを徹底する。

<普段の清掃・消毒のポイント>

- ◇使用する家庭用洗剤や消毒液については、新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。
- ◇机、椅子の特別な消毒は必要ないが、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。
- ◇大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。清掃活動において、家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことでこれに代えることも考えられる。
- ◇トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。
- ◇器具・用具など共用するものは、使用的都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いを行うよう指導する。

- ・消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。
- ・各学校は、マスクを忘れた児童生徒のために予備のマスクを用意しておく。
- 改・以下に示す「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）については、**現在の感染状況や学校の実情等を踏まえ、実施等について慎重に検討を行うこと。**

- ◇児童生徒が長時間、密集または近距離で対面形式で行うグループワークやペアワーク、及び近距離で一斉に大きな声で話す活動（★）
- ◇児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察
- ◇室内で近距離で行う合唱、管楽器演奏（★）
- ◇児童生徒同士が近距離で行う共同製作等の表現や鑑賞の活動
- ◇児童生徒同士が近距離で活動する調理実習（★）
- ◇児童生徒が密集したり接触したりする運動（★）
- ・学校給食（昼食）時には以下の点にも留意する。
  - ◇食事の前の手洗い（必要に応じてアルコール消毒）を徹底する。
  - ◇机を向かい合わせにしない、食事中は会話を控える等の指導を行う。
- ・更衣については、体育の授業では、男子は教室、女子は男女両方の更衣室を使用す

るなどの工夫をし、また、部室等は短時間で交代で使用するなど、狭い空間に児童生徒が密集することを避ける。

- ・図書館は、利用前後の手洗い（必要に応じてアルコール消毒）の徹底、利用時間帯の分散等の密集を避ける配慮を行ったうえで、開館する。

## 7 学校教育活動について

- ・感染症対策を講じながら、可能な限り、授業や部活動、各種行事等の教育活動を継続し、児童生徒の健やかな学びを保障する。
- ・学校行事の中止または延期、あるいは縮小の決定にあたっては、学校行事は、児童生徒の学校生活に潤いや、秩序と変化を与えるものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して検討する。
- ・実施にあたっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について以下のような工夫を行うなど十分配慮する。
  - ◇ 大勢の児童生徒が集まる儀式的行事については、校内放送や学校便りへの掲載などの方法により代替するなど
  - ◇ 文化祭などの文化的行事は小グループごとで練習したり、発表の様子を映像や音声にとり校内放送で流したりするなど
- ・健康診断を実施するにあたっては以下の点にも留意する。
  - ◇ 児童生徒が密集しないよう学年やクラスで日程を分ける。
  - ◇ 部屋に一度に多くの人数を入れないようにし、整列時においては1～2mの間隔をあける。
  - ◇ 不要な会話や発声を控える。
- ・避難訓練等は各教室で事前指導を十分に行い、時間をかけず実施できるよう工夫する
- 改**・部活動については、石川県教育委員会保健体育課・学校指導課発出の「学校再開に伴う部活動の実施について」を参考に金沢市教育委員会学校指導課発出の「部活動における感染拡大防止等の留意点（令和3年4月30日時点）」に従う。

## 8 寮や寄宿舎における感染症対策

- ・居室は定期的に窓を開けて換気を行う。その他の場所でも換気をこまめに行う。窓等がない場所では扇風機やサーキュレーターで空気の流れを作る。
- ・居室以外では基本的にマスクを着用する。居室を複数で共用している場合や、浴室や食堂などでマスクを外す場合は、咳エチケットを徹底し、近距離での大声での会話を避ける。
- ・食堂や浴室等の広さに応じて、同時に使用する人数や時間を制限し、密を避ける。
- ・食堂では机や床に印をつけるなどして適切な間隔をあけ、向かい合って着席しないようにする。ビュッフェ形式は避けることが望ましいが、やむを得ない場合は、料理を取る前にアルコールで手指衛生を必ず行うことや、マスクの着用、料理のそばで会話を控えることに留意する。
- ・食事の前後、トイレ使用後には手洗いを徹底し、手を拭くタオルは共用としない。
- ・食堂の机、配膳台、冷蔵庫等の取っ手などは食事時間終了後に、消毒を行う。
- ・その他共用設備など複数人が頻繁に触る場所は定期的に消毒する。
- ・管理者及び居住者は1日1回以上体温測定と体調チェックを行い、その結果を記録・保管する。
- ・発熱や体調不良がある者は居室内など個室に隔離し、すぐに症状が治まったとしても主要症状が消退した後2日を経過するまで個室等に確保し、集団活動には参加させない。体調不良者が同時に複数名発生した場合は、学校医または医療機関に相談する。

## 9 児童生徒の心身の状況の把握と心のケア等に関するこ

- ・様々なストレスや、感染症に対する心配や不安が原因で、児童生徒が精神的に不安定

になる可能性があるので、そのような場合には、担任だけでなく、相談室の先生等にも相談するように指導する。また、必要に応じて養護教諭やスクールカウンセラー等による支援（電話による相談を含む）を行う。

- ・「24時間子供SOSダイヤル」などの相談窓口があることを事前に紹介しておく。

## 10 偏見、差別に関すること

- ・感染者、濃厚接触者、新型コロナウイルス感染症の治療にあたる医療従事者や社会機能の維持にあたる方とその家族等に対する偏見や差別につながるような行為は許されないという指導を徹底する。

## 11 保護者への連絡等

- ・保護者への連絡体制を整えておく。
- ・一斉配信メールや学校のホームページ、または文書の配付、担任からの電話連絡等により、必要な情報を確実かつ速やかに伝える。
- ・保護者に対しては、一斉配信メールや配付文書等により、定期的に学校の様子をお知らせし、学校の対応についてご理解、ご協力いただけるよう努める。

## 12 感染者、濃厚接触者が確認された場合

- ・児童生徒や教職員の感染が確認された場合、あるいは、児童生徒や教職員が濃厚接触者であることが確認された、または、その同居する家族等の感染が確認された場合、学校は速やかに金沢市教育委員会の各担当課（児童生徒：学校指導課、教職員：学校職員課）へ連絡する。その際、個人情報の扱いには十分留意する。
- ・学校は金沢市教育委員会に感染者の学校内での活動状況を伝え、金沢市教育委員会は保健所に臨時休業の実施の必要性について相談するとともに、学校及び金沢市教育委員会は保健所による濃厚接触者の範囲の特定等に協力する。
- ・校長は、感染した児童生徒について、出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合には、病気休暇の取得等により出勤させない扱いとする。
- ・保健所の調査により、児童生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合には、校長はこれらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）をとる。
- ・学校の全部または一部の臨時休業を行う必要があるかどうかについては、金沢市教育委員会が、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえて検討し判断する。学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級単位、学年単位又は学校全体を臨時休業することを考え、決定する。対応の詳細については国が示す「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2021.4.28 Ver.6)を参照すること。
- ・臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等に対しては、学習に著しい遅れが生じないようにすることが重要であることから、感染の状況に応じて、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえながら、学校において必要な措置を講じることとする。（例 同時双方向型のウェブ会議システムの活用 等）

また、学習指導を行う際には、主たる教材である教科書に基づいて指導するとともに、教科書と併用できる教材等（例 デジタル又はアナログの教材、オンデマンド動画、テレビ放送 等）を組み合わせたり、ICT環境を活用したりして指導するようにする。

## 13 その他

- ・今後、状況の変化により、対応内容に追加や変更がある場合はその都度通知する。